

○東海市立児童館の設置及び管理に関する条例

昭和46年3月25日
条例第18号

東海市立児童館の設置および管理に関する条例をここに公布する。

東海市立児童館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、東海市立児童館(以下「児童館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童館は、小地域を対象として児童に健全な遊びを与え、個別的及び集団的に指導してその健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成及び助長を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 市に、児童館を設置する。

2 児童館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理及び運営)

第4条 児童館の管理及び運営は、東海市福祉事務所において行う。

(開館時間)

第5条 児童館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 4月1日から9月30日までにあつては、午前9時から午後6時まで(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日(休日に当たる日を除く。次号において同じ。))に当たるときは、午後2時から午後6時まで)

(2) 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日までにあつては、午前9時から午後5時まで(その日が休日の翌日に当たるときは、午後2時から午後5時まで)
(休館日)

第6条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日)

(2) 休日の翌日であつて、土曜日又は日曜日に当たる日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(目的外利用)

第7条 市長は、児童館の利用目的を妨げない限度において必要と認めた場合は、目的外利用を許可することができる。

2 前項の利用者に対しては、使用料を徴収することができる。

3 使用料の額は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、児童館の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年東海市条例第15号)の定めるところにより市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 児童に健全な遊びを与え、個別的及び集団的に指導してその健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成及び助長を図るための事業の計画及び実施に関すること。

(3) その他児童館の管理に関し、市長が必要と認める業務

- 3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従つて、児童館の管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条までの規定の適用については、第4条中「東海市福祉事務所」とあるのは「指定管理者」と、第5条及び第6条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とする。
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第30号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第14号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第46号)

この条例は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第39号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第10号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第6号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第10号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第38号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第27号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成20年規則第34号で平成20年5月27日から施行)

附 則(平成22年条例第31号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第18号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第21号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第28号)
この条例は、知多都市計画事業東海太田川駅周辺土地区画整理事業に係る換地処分公告があつた日の翌日から施行する。

別表(第3条関係)

名称	位置
東海市立三ツ池児童館	東海市加木屋町三ツ池12番地の74
東海市立泉児童館	東海市荒尾町泉3番地
東海市立養父児童館	東海市養父町宮山17番地の1
東海市立加木屋児童館	東海市加木屋町仲新田43番地の1
東海市立富木島児童館	東海市富木島町西山田1番地の13
東海市立平洲児童館	東海市荒尾町畑田43番地の1
東海市立名和児童館	東海市名和町塚森25番地
東海市立大田児童館	東海市大田町東畑1141番地
東海市立明倫児童館	東海市富木島町貴船16番地の7
東海市立加木屋南児童館	東海市加木屋町南鹿持28番地の1
東海市立姫島児童館	東海市富木島町森前2番地
東海市立公家児童館	東海市高横須賀町公家5番地の1
東海市立名和東児童館	東海市名和町戸石48番地の10